

こども文教委員会 令和4年1月14日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給について

1 支給対象者

次の(1)から(3)の児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

- (1) 令和3年9月分(令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分)の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- (2) 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- (3) 令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

2 支給金額

児童1人当たり一律10万円

3 申請・支給の状況

- (1) 児童手当(本則給付)を受給している受給者(公務員を除く)

申請不要

先行給付金(児童1人当たり一律5万円)

令和3年12月24日 令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)の支給口座に振込済

追加給付金(児童1人当たり一律5万円)

令和4年1月下旬 先行給付金の支給口座に支給予定

※ 新生児については、児童手当受給者となった月以降、10万円を一括で支給

- (2) (1)以外の方

申請必要

令和3年12月28日 区ホームページにより周知(申請書類公開)

令和4年1月4日 申請受付開始

1月中旬 申請書類郵送

1月下旬以降 指定口座に10万円を一括で支給予定

4 区民への周知

- (1) 対象者あて案内をする。
- (2) 広報
区ホームページ、区報(12月21日号)、ツイッター(12月29日)等